

市議第3号 各務原市都市計画事業基金条例の提案理由

杉山	<p>各務原市は都市計画税の余剰金を学校施設整備基金（都市計画税）に積むことにしていますが、学校施設整備以外の道路や公園整備などの都市計画事業に充当することができなくなっています。</p> <p>都市計画税については基金に積まれたとしても都市計画事業又は土地区画整理事業の全てに充当できる財源であるべきで、学校施設整備のみに限定してしまうことは税本来の意味を変えてしまうことになり問題があります。</p> <p>本来、都市計画税は余剰金が出るべきものではありませんが、余剰金が出る以上基金を創設せざるをえませんので、都市計画事業の基金を創設して余剰金を積むようにするべきと考えこの条例を提出します。</p> <p>尚、附則には、各務原市学校施設整備基金条例の第6条ただし書きを削り、都市計画税をもって積み立てられた現金は、この条例の規定により設置される基金に属するものとします。</p>
小島	<p>まずひとつ言葉について確認したいのですが、提出者は先ほどから、都市計画税の余剰金と試してみえますけど、一般的に会計用語としては剰余金といい、余剰金という言葉は使わないのですが、剰余金という事でよろしいのですか。</p>
杉山	<p>意味は同じ意味で使っておりますけれども、総務省の通知にも「剰余金が生じた場合には」と書かれていますので、同じ意味で使っております。</p>
小島	<p>執行部に確認するんですが、実際に基金を運用するのは執行部ですので、確認しますが、この条例案について執行部はどのように考えますか</p>
財政課長	<p>条例案、多少文言は置いておいて趣旨といたしましては都市計画税に剰余金が発生しましたと言った場合にはこの条例案にある基金に積み立てましょうと。いうふうな趣旨だというふうに解釈しておると。というところです。</p> <p>この考え方自体は他市事例を踏まえるとわからなくてもない、考え方自体はですね。それは否定はしない所ではありますが、本市といたしましては、学校施設基金条例を作った時もそうですし、庁舎等整備基金条例を作った時もそうですし、基金名ですね、個別具体の名称を付して市民の皆さんにわかりやすく議論して頂こうというスタンスをとっていますので、こういったところで考えますと市のスタンスとは相いれない部分はあるのかなと思っております。</p> <p>もう一つ付言させていただくと本会議でも議論ありましたが、これまでずっと私どもといたしましては将来都市計画事業等がこれほどあるというのは申し上げたところです。ですので、そういったところをご理解いただいてこの議案を杉山議員は提出されたんだなと思っておったところなんですけども、こないだの本会議を聞いておましてですね、税率の見直しをというふうに仰ってらっしゃって、どういう事なんだろうというのが率直に思っておるところです。</p> <p>引き下げるべきというふうに考えていらっしゃるのか、基金条例を設置して貯めるべきであるというふうに考えていらっしゃるのか、その辺りは戸惑っているところです。</p> <p>いろいろあるかと思っておりますけれども戸惑っていることを申し添えます。</p>
小島	<p>都市計画税の税率について執行部から意見があったんですが、提出者はこれまで都市計画税の税率を見直すべきと言って見えますけど税率を見直して都市計画税の剰余金を出すべきでは無いという考えと解釈してよろしいですか。</p>
杉山	<p>提案理由にも述べましたが、本来都市計画税は剰余金が出るものではないのです。だけどもやむを得ず剰余金が出る場合には基金を積むことを国も示しておりますので、今回は一時避難的にこの</p>

	基金を作って余剰金を積むという事です。
小島	この条例で基金を制定しても、都市計画税の税率を今の税率を維持するという事ではないのですね。 維持することに反対という事ですね。
杉山	何度も言ってますが、税率は見直すべきだ、下げるべきだというふうに考えています。
小島	税率を下げるべきだというお考えと今回この条例を出された趣旨は矛盾しませんか。
大竹	一時避難的という事なのです。別の質問に
小島	杉山議員は平成 30 年 12 月議会において可決された学校施設整備基金に反対をされていますが、本会議でも述べられてみえますが、反対された理由を再度確認させてください。
杉山	記憶だけでお話ししますけども学校施設整備だけしか使えない、都市計画税の余剰金が積まれたとしても学校施設整備しか使えないので、そうではなくて都市計画税というのは都市計画事業及び土地区画整理事業に使える財源だという事で、そういった基金を作るべきだという事で反対したと記憶しております。
小島	提案理由の中で都市計画税の剰余金をこの基金に積んでしまうと学校施設整備以外の道路や公園整備などの都市計画事業に充当できなくなる。と仰ってみえますが、そもそも道路や公園などの都市計画事業に充当した後の剰余金を積立てるんですけどその辺りはどう考えですか。
杉山	現年の都市計画税で色々な都市計画事業をやる訳ですけども、その剰余金に関しては基金に積んで、後年度に、現年の都市計画税だけでは足らなかった場合、その基金を取り崩して事業ができるという事になります。
小島	執行部に確認です。本市において今後予定されている学校施設整備に対して都市計画決定をしていく予定、見込みはありますか。
小鍋副市長	今後、学校について都市計画施設として決定する作業を進めていく作業をしていきたいと考えております。
小島	今の答弁を踏まえて、学校施設整備について都市計画決定されると提出者のいう本来あるべき都市計画事業に学校施設が入ることになりますけど、その際今回の条例が成立した場合、提出された都市計画事業基金から学校施設への充当も可能と考えますか。
杉山	都市計画事業に学校施設に定められれば、都市計画税が充当できるという事でいいと思います。
小島	再度確認します。学校もOKという事ですね。
杉山	学校も都市計画事業になるという事は国の定めにありますので、学校施設も都市計画に定めることができることはできると思います。
企画総務部長	お尋ねをしたいのですが、確認です。確認はできますよね。
大竹	暫時休憩します。
大竹	休憩前に引き続き会議を開きます。今の確認は認めません。
小島	執行部に確認ですが、平成 30 年 12 月の一般質問において都市計画税の基金を単独で設置してどの都市計画事業の財源にもできる基金にすべきだとそうすれば管理がしやすく残高が一目瞭然にわかる、都市計画税については単独の基金を設置して管理するべきと考え学校施設整備基金条例に反対します。と提出者が反対をされてみえるんですが、現在の学校施設整備基金で都市計画税の剰余金が積み立てられた残高の記載はどうなっていますか。
財政課長	今回の議案と一緒に 30 年度の決算の別冊というものをお配りしており、その中で 30 年度末に都市計画税分がいくら積み立てられているかというところは明示させていただいております。
小島	地方自治法第 241 条において普通地方公共団体は条例の定めるところにより特定の目的のため

	に財産を維持し資金を積立て又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。とありますがそもそも基金にはなるべく具体的な目的が必要と条例は解釈できますが、この点はどう解釈しますか。
杉山	目的はしっかりしています。都市計画税の余剰金を積む目的はしっかりしています。使う目的もしっかりしています。都市計画事業、それから都市区画整理事業、それに使われるという事でしっかりしています。
小島	都市計画事業の何にでも使えるというよりも、学校施設整備に限定して使いますと言った方が、常々議員が仰っている市民目線では、基金に対する市民の理解が得られやすいと思いますかどうか。
杉山	私はそうは思いません。以上です。
小島	執行部に伺います。平成 29 年に策定した各務原市公共施設等総合管理計画において、40 年間にかかる公共建築物の更新費用はいくらと試算していますか。
企画政策課長	1730 億円と試算しております。
小島	1730 億円の内学校教育施設の維持更新にかかる費用はいくらでしょうか。
企画政策課長	823 億円と試算しております。
小島	中期財政計画ベースの都市計画税決算剰余金の見込みそれぞれ年度ごととトータルで言ってください。
財政課長	中期財政計画はですね、そもそも裏付けのために作っておるものですので、何らの参考にもならない。ましてや一番強調しておきたいのは起債で対応するのか、一般財源で対応するのかというところはその時その時の判断によります。その上でまさしく機械的に試算した結果といたしましては、令和 2 年度、4.3 億円、令和 3 年度、1.5 億円、令和 4 年度、5.9 億円、令和 5 年度、4.2 億円、令和 6 年度、2.9 億円、合計 18.8 億程度 単純な機械的な、何ら議論にも役に立たない数字を申し上げます。
大竹	これをもって質疑を終結いたします。
小島	市議第 3 号 各務原市都市計画事業基金条例に反対の立場で討論致します。 今回提出された条例は都市計画税の剰余金を平成 30 年 12 月議会で成立した学校施設整備基金に積むのではなく、本条例が設置する都市計画事業基金に積むことを定めるものであります。 先ほどの執行部の答弁により今後 40 年間に学校施設の維持更新に 823 億円が必要である事。中期財政計画ベースの都市計画税剰余金は令和 2 年から令和 6 年の 5 年間に 18.8 億円である事が明らかにされました。 つまり都市計画剰余金を原資とする学校施設整備基金では学校施設の維持更新に必要な費用は到底まかないきれないことから、現状は学校施設整備基金は都市計画税剰余金の受け皿として十分である事がわかります。 提出者は提案理由の中で、都市計画税は都市計画事業又は都市区画整理事業の全てに充当できる財源であるべきで、学校施設整備のみに限定してしまう事は本来の意味を変えてしまう事になり問題があると説明していますが、そもそも学校施設整備基金に積むことができる都市計画税剰余金は現年分の都市計画税を道路や公園などの都市計画事業に充当した後の剰余金である事。また執行部からは学校施設の施設整備にも都市計画決定を行っていくとも答弁がありましたので、学校施設整備基金に都市計画税剰余金を積むことが都市計画税本来の意味を変えてしまう事にはなりません。

<p>地方自治法第 241 条において、普通地方公共団体は条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て、または同額の資金を運用するための基金を設けることができる とあり、特に今回議論になっている都市計画税剰余金では、その性格上より厳格な運用が求め られます。学校施設整備、つまりみらいの子ども達の教育環境整備のために積み立てるとい う目的は都市計画税の剰余金を積立てる特定の目的として、最も適当であると考えます。 現状においては都市計画税の剰余金を積むべき基金は学校施設整備で十分であり、本条例で 定める都市計画事業基金は必要ないと判断し、本議案に反対します。</p>
--